

## 令和6年度ねりま区報編集基本方針（案）

令和6年度ねりま区報は、「正確さ」「分かりやすさ」「親しみやすさ」の3点を引き続き基本方針として編集する。広聴広報課内の連携を更に強化し、区の魅力を区内外に発信し区のイメージアップにつながる紙面づくりに努める。加えて、区の重要施策などは「伝わる」情報発信を意識するよう心掛ける。

### 1 紙面づくりにおける基本方針

#### (1) 誤りのない「正確な記事」をつくる

原稿作成や校正の際には、問い合わせ先などを十分に確認するよう所管部署に対して働きかける。また、校正においては、早い段階での誤りの発見や修正を心掛け、2校、所管部署の校正が反映される3校時に十分なチェックを行う。特に住所、電話番号、Eメールアドレスなどは間違いがないよう、十分注意する。

#### (2) 読みやすく「分かりやすい紙面」をつくる

① 平易な表現を用い、いわゆるお役所言葉や専門用語、難しいカタカナ語等は使わない。やむを得ず使用する場合は注釈等を付ける。

② 見出し・小見出しで、記事の大まかな内容が分かるようにする。

③ 本文中の文章は、区民の視点で表現し、簡潔かつ分かりやすい内容にする。

④ レイアウト、写真・見出し等を工夫する。

⑤ 分かりやすい紙面を作るために、主要記事や特集号を作成するに当たっては、所管部署、広聴広報課および委託事業者による編集会議を行う。

⑥ ターゲットを意識した特集記事の企画や、読者を意識した記事の配置など、読者が「自分に合った記事」を見つけやすい構成を心掛ける。

#### (3) 手に取りたくなる「親しみやすい区報」をつくる

① 写真やイラストを使って、視覚的に楽しめる構成にする。

② 区民の意見・要望に応える記事の掲載に努める。

③ 1日号は区民や区の魅力を紹介する特集記事を、11日・21日号は区民参加型の連載記事を掲載するなど、区民や団体が登場する記事をできるだけ掲載する。

※次の全てにあてはまる場合は、区が主催の事業でなくても本紙への掲載を検討する。

・区と協働で実施している

・全区民を対象としている

・単に後援名義を出しているだけでなく、所管部署が更に一步踏み込んで支援している（「情報あらかると」に掲載する催しと比較して、明らかな違いがある）

## 2 練馬区のイメージアップにつながる紙面づくり

- (1) 区の重要施策や区の魅力をアピールする記事を積極的に掲載する
- (2) 区ホームページ、練馬区情報番組「ねりまほっとライン」、ソーシャルメディアとの積極的な連携を図る
- (3) 区民を取材した連載などを行い、次も読みたくなる記事を掲載する

## 3 紙面構成

- (1) 各号のページ数
  - ① 1月1日号（正月号）・・・・・・・・・・4ページ
  - ② 1月を除く毎1日号・1月11日号・・・・12ページ
  - ③ 1月を除く毎11日号・全21日号・・・・8ページ
- (2) 各面の基本構成
  - ① 原則、ヨコ書きとする。
  - ② 1面は図版率を高くし、視覚に訴える構成とする。
  - ③ 特集のページ（区の施策や事業、企画記事等）は、ターゲットと情報の優先度を意識した記事の配置とし、全体的な色の調和も考慮する。
  - ④ お知らせのページは、「お知らせ」「講座・催し」等は4段組み、「情報あらかると」「区民のひろば」は5段組みとし、カテゴリや実施日などを意識した構成とする。
  - ⑤ 最終面は図版率を高くし、視覚に訴える構成が必要な特集またはお知らせのページとする。
  - ⑥ 特集号は原則、正月号を除く1日号5～8面（全4面）を使用した挟み込みとする。
- (3) 文字の種類・大きさ  
全面にユニバーサルデザインフォントを使用する。文字サイズは14級を使用する。ただし、「情報あらかると」「区民のひろば」欄は11級を使用する。
- (4) 刷り色  
フルカラーとする。1面および最終面は、視覚に訴えるものとする。中面は検索性を高めるために色を活用することとし、多用はしない。
- (5) その他
  - ① 定例記事は、リード文や詳細な説明を極力省く。
  - ② 同一記事は原則、1年に1回とする。再掲はしない。
  - ③ 申し込み方法や問い合わせ先は、電話番号を必須事項とした上で、それぞれの記事に掲載する。記事の内容等によっては、障害のある方に配慮し、問い合わせ先にファクス番号やメールアドレスも併せて掲載する。
  - ④ 申し込み方法の手段は原則、電話またはハガキは必須とし、それに加えてファクスや電子メールなどの手段を付加できることとする。なお、対象によっては、必須としていた電話またはハガキの申し込み要件を緩和する。
  - ⑤ 全区民にお知らせする記事を優先的に掲載する。地域的なお知らせや催しは、掲載の必要性を判断することとする。
  - ⑥ 情報あらかるとは、官公署や区の支援する団体等が、区内で行う催しのみを掲載す

る。啓発記事やお知らせ記事は、原則掲載しない。

⑦ 施設等の所在地の記載は省略する。ただし、つぎの場合は所在地等を記載する。

ア 休日医療関係機関

イ ハガキでの申し込みなど郵送の必要がある場合

ウ 施設等の新規開設・移転の場合

エ わたしの便利帳に掲載されていない施設等

オ 大規模な施設や催し

カ その他特に必要と認められる場合

⑧ URLと二次元バーコードの掲載基準（令和5年1月～）

キーワード検索ができる記事は必要な場合を除き、URLは掲載しない。囲みの記事は、二次元バーコードの掲載を可とする。

#### 4 有料広告

原則として、下記の号・面・枠で掲載する。但し、広告の需要や他区の状況なども踏まえながら、引き続き検討を進めていく。

掲載号・面・枠

① 1日号・・・中面欄外2枠（1月1日号を除く）

② 11日・21日号・・・中面記事下4枠（1月は除く）、中面欄外2枠

#### 5 視覚障害者広報

視覚障害のある方で希望する方を対象に、区報の点字版、カセットテープ版、デージー版CDを送付する。デージー版の内容は、区ホームページからも視聴できるようにする。原則、区報の掲載内容を全文掲載するものとするが、申し込み方法など視覚障害者向けの対応が必要なものや、掲載できる容量の関係でやむを得ない場合は、必要に応じて編集するものとする。